

「第1号通所事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 0177400520)

当事業所はご契約者（利用者）に対して第1号通所事業を提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1」「要支援2」「総合事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも サービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 施設経営法人 | 1 |
| 2. 事業所の概要 | 1 |
| 3. 職員の配置状況 | 2 |
| 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 2 |
| 5. 苦情の受付について（契約書第14条参照） | 4 |
| 6. 身体拘束原則禁止（契約書第15条参照） | 5 |
| 7. 事故等の対応について（契約書第16条参照） | 5 |

社会福祉法人 揺 籃 会
介護予防・日常生活支援総合事業所 清祥園

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 揺籃会
- (2) 法人所在地 北海道深川市納内町2丁目2番20号
- (3) 電話番号 0164-34-5635
- (4) 代表者氏名 理事長 永倉 隆太郎
- (5) 設立年月日 昭和52年1月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 第1号通所事業
平成29年10月1日指定
事業所番号 0177400520
※当事業所は特別養護老人ホーム清祥園に併設されています。

(2) 事業所の目的

第1号通所事業は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者（利用者）に第1号通所事業サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 介護予防・日常生活支援総合事業所清祥園
- (4) 事業所の所在地 北海道深川市納内町北3番97号
- (5) 電話番号 0164-24-3911
- (6) 管理者氏名 管理者 山崎 智広
- (7) 当事業所の運営方針

- 1. 事業所の生活相談員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の社会孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努める。
- 2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、その他の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (8) 開設年月日 平成29年10月1日

- (9) 通常の事業の実施地域 深川市全域

(10) 営業日及び営業時間

| | |
|----------|---|
| 営業日 | 月～金 但し、土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始（12/31～1/5、但し変更がある場合は都度連絡する。）を休業 |
| 受付時間 | 月～金 8：45～17：45 |
| サービス提供時間 | 月～金 9：45～16：46 |

- (11) 利用定員 30名（通所介護含む）

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者（利用者）に対して指定第1号通所事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職 種 | 常勤換算 | 指定基準 |
|----------------|------|------|
| 1. 事業所長（管理者） | 1名 | 1名 |
| 2. 生活相談員（兼務2名） | 2名 | 1名 |
| 3. 介護職員 | 5名 | 4名 |
| 4. 看護職員 | 1名 | 1名 |
| 5. 機能訓練指導員 | 1名 | 1名 |
| 6. 栄養士 | 1名 | 1名 |

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名
（5時間×8名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

| 職 種 | 勤 務 体 制 |
|------------|--|
| 1. 介護職員 | 勤務時間： 8：45～17：45（平常） 8：30～17：30（早番） ☆原則として利用者30名あたり職員4名でお世話をします。 |
| 2. 看護職員 | 勤務時間： 9：45～16：46 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。 |
| 3. 機能訓練指導員 | 毎週月～金曜日 9：45～16：46 |

☆土・日曜日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者（利用者）に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者（利用者）に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第1条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食 事

○当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者（利用者）の身体の状況及び嗜好を考慮し適時適温で食事を提供します。

（食事時間）

12：00～12：45

②入 浴

○身体の清潔を保つ為に、ゆったりとした雰囲気の中での入浴を行ない、安全かつ安心した入浴を行ないます。

④排 泄

○ご契約者の排泄の介助を行います。

⑤アクティビティ

○参加者の身体状況や健康状態を把握し、無理なく行なえるプログラムを提供し、楽しい雰囲気の中でたくさんの方との関わりが持てるよう支援します。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第5条、サービス利用書参照）

別紙「サービス利用書」により、ご契約者（利用者）の要支援状態に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。

（サービスの利用料金は、ご契約者（利用者）の要支援状態に応じて異なります。）

☆ご契約者（利用者）がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援1・2・総合事業対象者の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、第1号通所事業サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者（利用者）が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者（利用者）に提供する食事にかかる費用は別途いただきます。

（下記(2)①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者（利用者）の負担額を変更します。

☆社会福祉法人揺籃会は、低所得利用者負担の減免を市町村が認めた方について、保険給付対象サービス利用料金と食費について、1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を減免いたします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者（利用者）の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供（食材料費と調理費相当）

○ご契約者（利用者）に提供する食事にかかる費用です。

料 金：1回あたり 680円

②複製物の交付

○ご契約者（利用者）は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複製物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

☆経済状況の著しい変化、その他止むを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、月末締め、翌月末日までにお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前にご契約者（利用者）の都合により、第1号通所事業サービスの利用を中止、または、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者（利用者）の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者（利用者）の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者（利用者）に提示して協議します。

5. 苦情の受付について（契約書第14条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 桜井 みなみ（生活相談員）

○受付時間 毎週月～金曜日

8：45～17：45（緊急の場合、24時間対応）

また、苦情受付ボックスを1ヶ所に設置しています。

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

| | |
|------------------------|---|
| 深川市市民福祉部 高齢者支援課 | 所在地：深川市2条17番17号 電話番号：(0164)26-2238 FAX：(0164)23-8134 受付時間：月～金曜日 8：45～17：15 |
| 国民健康保険団体連合会 苦情処理委員会 | 所在地：札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号：(011)231-5175 FAX：(011)271-2178 受付時間：月～金曜日 9：00～17：15 |
| 北海道福祉サービス 運営適正化委員会 | 所在地：札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2.7 電話番号：(011)204-6310 FAX：(011)271-6311 受付時間：月～金曜日 9：00～17：15 |

6. 身体拘束原則禁止（契約書第15条参照）

ご契約者（利用者）の人間としての尊厳を損なわないため、また、心身機能の低下や心理状態の悪化を招く事とならぬように、生命・身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する事を原則禁止とします。

身体拘束は、止むを得ない場合においても「身体拘束検討委員会」にて詳細かつ厳正に検討し、ご契約者（利用者）や家族に対して説明と、それに対する協議をし、確認をいただきます。

7. 事故等の対応について（契約書第16条参照）

事業者は、ご契約者（利用者）への身体介護等の実施に際して利用者に怪我や体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。

- 事業者が利用者への身体介護等の実施にあたって、ご契約者（利用者）の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を補償します。但し、事業者の故意、または、過失によらないときは、この限りではありません。
- 事業者が行うサービス提供にあたり、ご契約者（利用者）に事故や体調の急変が生じた場合には、家族への通知はもとより、「介護事故防止委員会」にて詳細かつ厳正に検討し、利用者の事故再発防止へむけて協議を行います。

8. 福祉サービス第三者評価事業について

介護事業所としてサービスの質の向上や事業の透明性を確保する観点より福祉サービス第三者評価を受審することが求められております。当事業所としては以下の通りとなっております。

- 第三者評価の有無： 無
- 実施した直近の年月日：
- 実施した評価機関の名称：
- 評価結果の開示状況：

9. 貴重品についての取り扱いについて

利用時にご持参される貴重品につきましては自己管理とさせていただきます。万が一紛失された場合でも当事業所では責任を負いかねますのでご了承下さい。

令和 年 月 日

指定第1号通所事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護予防・日常生活支援総合事業所清祥園

説明者職名：

氏 名：

Ⓔ

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定第1号通所事業サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者（利用者）住 所：

氏 名： ㊞

（代筆者）住 所：

氏 名： ㊞

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規程に基づき、利用申込者、または、その家族への重要事項説明のために作成したものです。

(附 則)

本書は平成29年8月1日制定し、平成29年4月1日より施行する。

1. 施設経営法人の一部を平成29年6月30日に改正し、平成29年6月14日より適用する。

2. 事業所の概要、3. 職員の配置状況の一部を平成30年3月30日に改正し、平成30年4月1日より適用する。

5. 苦情の受付について(1)の一部を平成30年7月5日に改正し、平成30年7月1日より適用する。

2. 事業所の概要、3. 職員の配置状況の一部を平成30年8月1日に改正し、平成30年8月1日より適用する。

8. 福祉サービス第三者評価事業についてを追加する。平成31年1月9日に改正し、平成31年1月9日より適用する。

3. 職員の配置状況、5. 苦情の受付についての一部を平成31年4月1日に改正し、平成31年4月1日より適用する。

1. 施設経営法人についての一部を令和2年1月14日に改正し、令和2年1月1日に遡り適用する。

署名、捺印欄についての一部を令和2年1月14日に改正し、令和2年1月14日より適用する。

3. 職員の配置状況、5. 苦情の受付の一部を令和4年5月26日に改正し、令和4年4月1日に遡り適用する。

2. 事業所の概要の一部を令和4年6月23日に改正し、令和4年7月1日より適用する。

3. 職員の配置状況についての一部を令和5年5月30日に改正し、令和5年4月1日より適用する。

〈サービスの概要と利用料金〉の食事にかかる費用について令和5年6月27日に改正し、令和5年7月1日より適用する。

5. 苦情受付について(2)の一部を令和5年10月27日に改正し、令和5年11月1日より適用する。

9. 貴重品の取り扱いについての項目を新たに追加、令和6年4月25日に改正、令和6年5月1日より適用する。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金の(3) 利用料金のお支払い方法について支払期間を変更、令和6年4月25日に改正、令和6年5月1日より適用する。